

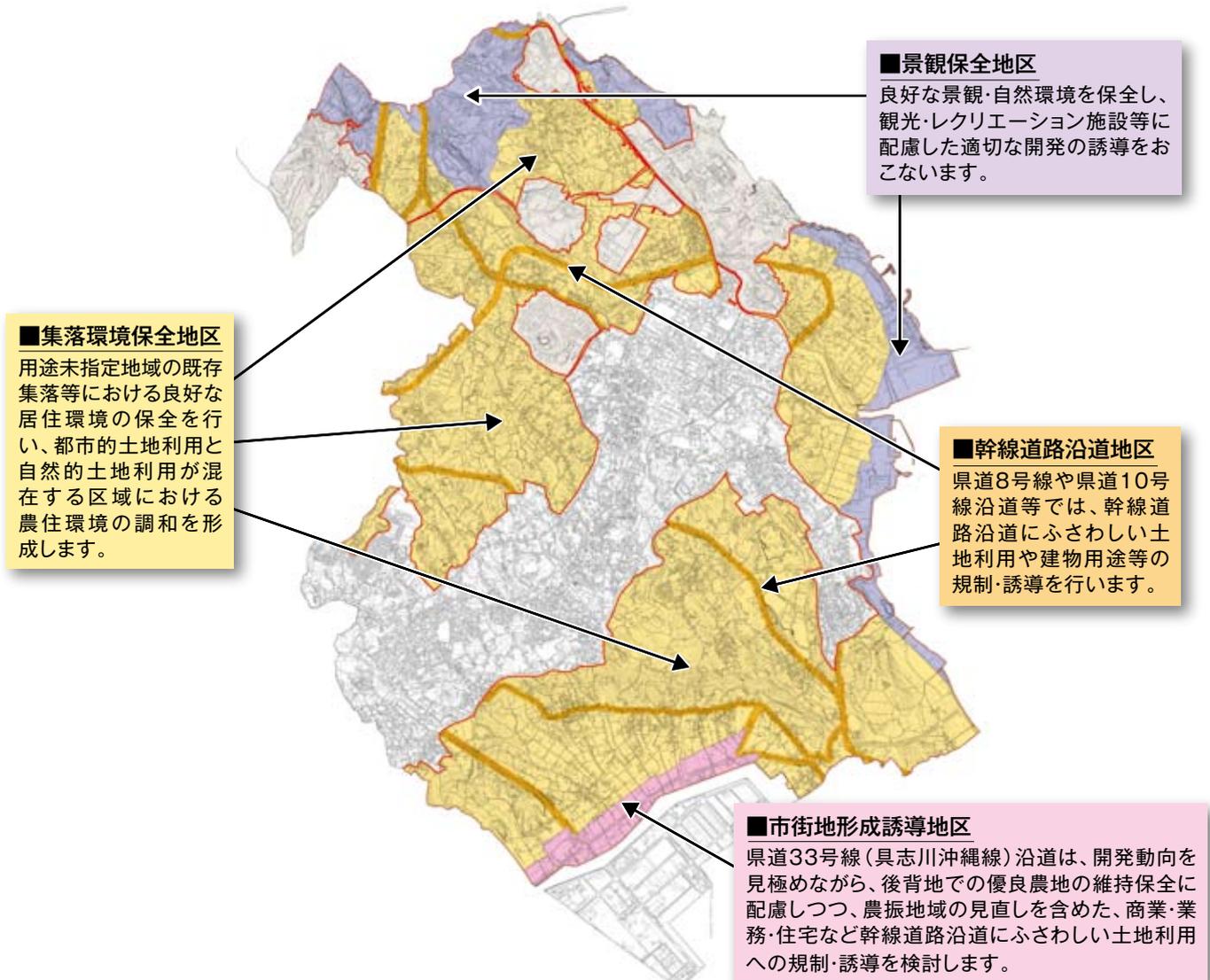
具志川地域における特定用途制限地域指定(素案)

- 都市計画法の規定に基づく用途地域が指定されていない**具志川地域**の“用途未指定地域”において、良好な環境に支障を与える(又は、与える恐れのある)建築物等の用途を制限する『**特定用途制限地域**』の指定を予定しています。
- 制限の対象となる建物の用途は、次の表のとおりです。

○建てられる ×建てられない

建物の用途	景観保全地区	幹線道路沿道地区	市街地形成誘導地区	集落環境保全地区
●遊戯施設 ●風俗営業施設 ●一定規模以上の畜舎 ●産業廃棄物処理施設等 ●危険性がやや多い工場 ●危険物処理量がやや多い施設	×	×	×	×
●危険性が少ない工場 ●危険物処理量が少ない施設	○	○	×	×
●大規模店舗 ●スポーツ遊戯施設(ゴルフ練習場等)	○	○	○	×

※制限内容の詳細は、都市計画課または市ホームページでご確認ください。



※指定内容(案)について住民説明会を開催します。日時・場所を広報10月号でお知らせいたします。

【お問い合わせ】都市計画課 ☎098-965-5620